

長野県白馬高等学校 運動部活動に係る活動方針

趣 旨

本校の部活動は、学校教育の一環として生徒の自主的・自発的な参加により行い、スポーツや文化に親しみ、集団における責任感や連帯感などを涵養するとともに、それぞれの目標達成に向けて努力すること、生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育むことを目的とする。

活動時間

- 1 平日は実活動時間2時間程度、学校休業日は実活動時間3時間程度とする。
※ 活動場所への移動・準備・片付け・清掃・ミーティング等の時間は含まない。
- 2 平日は18時に完全下校とする。
※ 「運動部顧問会」からの要請があり、主要大会等の前など特別な事情があると認める場合のみ、職員会での承認、校長の許可を得て、期間を限定して60分程度の延長を認める。
- 3 定期考査1週間前から定期考査終了までの期間は原則として活動禁止とする。
※ 「運動部顧問会」からの要請があり、主要大会等が定期考査終了後1週間以内に開催される場合は、職員会での承認、校長の許可を得て、期間を限定して活動を認める場合がある。

休 養 日

- 1 平日1日以上、週休日等（土日、祝日、長期休業期間）1日以上、週2日以上、の休養日を設けることを原則とする。週休日等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 2 ハイシーズンなどで週2日の休養日が取れない場合は、オフシーズンに多く休養日を設けるなどし、年間105日以上、うち週休日等に52日以上、の休養日を設定することとする。

活動計画

- 1 顧問は、年間を見通した活動計画書及び毎月の活動計画書を生徒とともに作成し、校長に提出する。
- 2 顧問は、毎月の活動実績を作成し、校長に提出する。

感染症対策

- 1 本人および同居の家族に体調不良等がある場合には参加しない。
- 2 毎回練習前にチェックシートにより健康観察を実施する。
- 3 手指および用具の消毒、定期的な換気など徹底した感染症対策を講じたうえで実施する。
- 4 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動の実施に当たっては、感染のリスクが比較的高い学習活動の実施に当たっての感染対策をふまえて適切に対処する。
- 5 練習試合、合宿等の実施に当たっては、「実施時期直近の指示あるいは申し合わせ等」をふまえて適切に対処する。